

(別紙)

本件合意書 (抜粋)

株式会社スフラ・プロ (以下「甲」という) と、X (以下「乙」という) とは、甲乙間の雇用契約の終了及び雇用契約終了後の甲乙間の業務委託契約の基本事項に関して、以下の通り合意書 (以下「本件合意書」という) を締結する。

第1条 (退職)

甲と乙は、当事者間の雇用契約を平成28年12月20日 (以下「退職日」という) 限り、合意解約する。

第2条 (音源の返還等)

- 1 乙は、甲が著作権を有するすべての音源および甲が著作権使用許諾権を受けたすべての音源のデータを、平成29年3月末日限り、甲に対し下記の方法により返却するものとし、同日以降、当該音源について、原本ないし複製を問わず、一切所持しないこと、および、第三者に対して有償無償を問わず譲渡したことがないことを甲に対し保証する。

記

乙の保有する甲の上記音源が保存されたハードディスク等を、甲がハードディスク等の時価相当額にて買い取る。

- 2 乙は、前項に違反した場合は、甲に対し、損害賠償として、金300万円を支払う。但し、甲が乙の前項違反により、信用が毀損されるなどしてさらに損害を被ったときは、その損害についての乙に対する賠償請求を妨げるものではない。また、本条項は、本合意書の他の条項に基づく別途の損害賠償請求を妨げるものではない。

第6条 (直接の受託の禁止)

- 1 乙は、退職日以降、甲の顧客から下記業務を直接受託してはならない。
 - ① 甲における雇用期間中に担当したタイトルにかかる音響・効果制作等の

業務

② 甲が著作権を有しまたは著作権使用許諾を受けた音源を使用する音響・効果制作等の業務

2 乙は、退職日以降、前項記載の業務を行う場合は、顧客と業務委託契約を受託した甲からの再委託により業務を受託するものとする。但し、再委託をするか否かについては、乙の希望を受けて、甲が判断するものとする。

3 乙が前2項に違反した場合は、乙は当該顧客から受領した業務委託料の8割相当額を、甲に対し支払わなければならない。

4 第1項第①号にかかわらず、当該タイトルについて甲が著作権を有しまたは著作権使用許諾を受けた音源を継続して2年間一切使用されなかった場合は、その後は乙は甲の顧客から当該業務を直接受託することができる。

第8条（甲からの業務委託手数料）

1 甲は、第6条第2項に基づき顧客から受託した業務を乙に再委託する場合は、甲が顧客から受領する業務委託料（税別）の30%相当額（税別）を、納品月の末締め、当該締日の3ヶ月後の月の5日限り、乙に対し業務委託料として振り込み支払うものとする。但し、当該時点で顧客の甲に対する支払金額が確定・判明していない場合は、支払金額が確定・判明した月の翌月の5日限り、支払うものとする。

2 前項により甲から乙に支払われる対価には、乙の音響効果制作の対価及び音響効果制作の過程で発生した著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）の譲渡対価を含むものとする。

3 第1項にかかわらず、平成29年1月1日から同年12月31日までの間で、かつ甲から乙に対し「【h】」及び「【i】」のレギュラーを同時に委託している場合に、「【h】」の劇場版の業務を委託する場合は、甲乙は、当該期間中の当該劇場版の業務委託料については、別途誠実に協議の上定めるものとする。

第9条（著作権の帰属）

とする。

第17条（存続条項）

本合意書の各条項は、別途甲乙間の書面による合意がない限り、有効に存続する。